

2008年4月28日

津幡町長 村 隆一様

津幡町・市民グループ「風」

会談の申し入れ

（仮称）ポートピア津幡に関するみどり市と津幡町との行政間協定締結についての会談を申し入れます。

4月23日(水)の新聞報道によると、4月30日(水)にみどり市と津幡町の行政間協定が締結されるとありました。

私たち「風」が入手したみどり市全員協議会に示された資料「みどり市と（株）グッドワンとの合意書（案）」には、以下のように記されています。

（責任の範囲）

第2条 法令の規定に基づく事項は甲（みどり市）が責任を負うものとし、本業務のすべてに関しては、乙（グッドワン）が責任を負うものとする。

2 ポートピア津幡設置に関する協定書及びポートピア津幡に関する細目協定書の各事項について、乙（グッドワン）が全て責任を負うものとする。

この条文の意味するところは、実質的に（株）グッドワンに全ての責任を負わせるということであり、みどり市が巧みに責任を回避していることは明らかです。

2月19日(火)の「風」との公開質問の席上で、「住民からの苦情や補償などの責任の所在」に関する私たちの質問に対し、町長は「施行者のみどり市が責任を負わなければ印は押さない。」と述べられました。住民に対する約束を遵守することは町長としての当然の責務です。

以上のことも含め、町長の見解をお聞きしたく、4月30日午前中までの会談を申し入れます。